

建設業許可 新規取得チェックシート

1. 申請したい建設業許可の区分と事業形態

許可区分	<input type="checkbox"/> 知事許可：都道府県内の営業所のみで営業
	<input type="checkbox"/> 大臣許可：二つ以上の都道府県に営業所を設けて営業
	<input type="checkbox"/> 特定建設業許可：受注した1件の工事を、下請業者に合計3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の発注
	<input type="checkbox"/> 一般建設業許可：特定建設業許可以外の場合

2. 申請したい建設業の28業種の内、どの業種を取得するのか（ ）業

3. 建設業の許可の要件チェック項目

(1) 経營業務の管理責任者がいること

法人では常勤の役員のうち1人が、個人事業では事業主本人または支配人が以下のいずれかに該当していることが必要

- (a) 許可を受けようとする建設業の業種に5年以上経營業務の管理責任者として経験がある
- (b) 許可を受けようとする建設業の業種以外で7年以上経營業務の管理責任者として経験がある
- (c) 許可を受けようとする建設業の業種で、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、5年以上執行役員として当該業種の経營業務を総合的に管理した経験 又は 7年以上経營業務を補佐していた経験を有している

(2) 資格・実務経験等を有する技術者の配置

一般建設業許可の場合、営業所ごとに次のいずれかに該当する専任技術者がいることが必要。

- (a) 指定された学科を修めて高等学校を卒業した後5年以上実務の経験を有する者 または 同様に大学を卒業した後3年以上実務の経験を有する者
- (b) 10年以上の実務の経験を有する者
- (c) 許可を受けようとする業種に関して、関連する国家資格を有する者

特定建設業許可を受けようとする場合は、専任技術者の許可要件がさらに厳しく、次のいずれかに該当していることが必要。

- (a) 許可を受けようとする業種に関して、関連する国家資格を有している者
- (b) 一般建設業の専任技術者に該当するもののうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負金額が4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験がある者

(c) 許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣が (a) 又は (b) に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

(3) 財産的基礎・金銭的信用を有すること

一般建設業許可の場合、申請時点において、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- (a) 直前の決算において、自己資本の額が500万円以上であること。
法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額です。
- (b) 預金残高証明書(残高日が申請直前2週間以内のもの)等で、500万円以上の資金調達能力を証明できること。
- (c) 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。

特定建設業許可の場合、申請時点において、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (a) 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
- (b) 流動比率が75%以上であること。
- (c) 資本金の額が2,000万円以上であること。
- (d) 自己資本の額が4,000万円以上であること。

(4) 建設業の営業を行う事務所を有すること

営業を行おうとする事務所が、申請者の所有建物であるか、申請者が借主で営業を認められた賃貸物件であること。以下の項目に該当していること。

- (a) 請負契約の見積り、入札、契約締結といった実体のある業務を行っている
- (b) 電話、机、様々な事務台帳があり、居住部分とは明確に区分けされた事務室であること
- (c) 請負契約の見積り、入札、契約締結といった実体のある業務について権限のある者が常勤していること
- (d) 技術者が常勤していること

(5) 誠実性と欠格要件

- (a) 法人の場合は当該法人、役員、支配人及び営業所長など、個人の場合には、申請者、支配人及び営業所長などが請負契約に関して不正(法律に違反する行為)または不誠実(請負契約に違反する)な行為をするおそれが明らかに無いこと
- (b) 許可申請書または添付書類中に、重要な事項について虚偽の記載があり、または、重要な事実の記載が欠けていないこと

- (c) 法人の場合は当該法人、役員、支配人及び営業所長など、個人の場合には、申請者、支配人及び営業所長などが、次のいずれかに該当する場合、欠格要件等に該当します
- (i) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (ii) 不正な手段により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者
 - (iii) 許可を取り消されるのを避けるため廃業の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しない者
 - (iv) 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼすおそれ大きいとき
 - (v) 請負契約に関して不誠実な行為をしたことなどにより、営業停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
 - (vi) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (vii) 建設業法や一定の法令の規定に違反して罰金刑を処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者